2　法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第一項第一号ヘ	損金算入）	損金算入）（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第二項第二号	事実	事実若しくは震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実
第二十四条の二第三項	各号に定める評定	各号に定める評定又は震災特例法第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に掲げる法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。以下「震災特例法施行令」という。）第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定
第二十四条の二第四項第一号	あつた日又は生じた日	あつた日若しくは生じた日又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた日
第二十四条の二第五項	各号に定める金額	各号に定める金額又は震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えられた法第二十五条第三項に規定する資産の震災特例法施行令第十七条第一項第二号の貸借対照表に計上されている価額が震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた時の直前のその帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額
第二十四条の二第六項	第二十五条第三項	第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	、同項に	、法第二十五条第三項に
	同項の	同項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
	同項に規定する事実が生じた日	法第二十五条第三項に規定する事実が生じた日又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた日
第三十三条第二項	第二十五条第三項又は第三十三条第四項の	第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
	又は第三十三条第四項に	若しくは第三十三条第四項に

	生じた日の	生じた日又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた日の
第四十八条第五項第三号ロ	又は第三十三条第四項に規定する	若しくは第三十三条第四項に規定する
	生じた日	生じた日又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が生じた日
	これらの規定	法第二十五条第三項若しくは第三十三条第四項（これらの規定を震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六十一条の四の表の第三号及び第六十六条の二の表の第三号	規定する事実	規定する事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実
	当該事実	これらの事実
	第二十四条の二第五項第二号に掲げる事実	第二十四条の二第五項第二号に掲げる事実又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実
	同条第一項第二号の貸借対照表	第二十四条の二第一項第二号の貸借対照表又は震災特例法施行令第十七条第一項第二号（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の貸借対照表
	第二十五条第三項の	第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
第六十八条第二項	同条第四項の	同条第四項（震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
	評定	評定又は震災特例法施行令第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定
第六十八条の二第二項	各号に定める評定	各号に定める評定又は震災特例法施行令第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定
第六十八条の二第四項	各号に定める金額	各号に定める金額又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用した法第三十三条第四項に規定する資産の震災特例法施行令第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた時の直前のその帳簿価額が震災特例法施行令第十七条第一項第二号の貸借対照表に計上されている価額を超える場合のその超える部分の金額